令和６年12月橋本市議会定例会会議録（第５号）

令和６年12月５日（木）

議事日程第５号

令和６年12月５日（木）　　午前９時30分　開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　認定第１号　令和５年度橋本市一般会計決算の認定について

日程第３　認定第２号　令和５年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第４　認定第３号　令和５年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

日程第５　認定第４号　令和５年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について

日程第６　認定第５号　令和５年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について

日程第７　認定第６号　令和５年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

日程第８　認定第７号　令和５年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

日程第９　認定第８号　令和５年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について

日程第10　認定第９号　令和５年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第11　認定第10号　令和５年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について

日程第12　認定第11号　令和５年度橋本市水道事業会計決算の認定について

日程第13　認定第12号　令和５年度橋本市下水道事業会計決算の認定について

日程第14　認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定について

日程第15　承認第１号　専決処分事項の承認について(令和６年度橋本市一般会計補正予算(第８号))

日程第16　議案第10号　橋本市民会館設置及び管理条例を廃止する条例について

日程第17　議案第11号　橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18　議案第12号　橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第19　議案第１号　令和６年度橋本市一般会計補正予算（第９号）について

日程第20　議案第２号　令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第21　議案第３号　令和６年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第22　議案第４号　令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第23　議案第５号　令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

日程第24　議案第６号　令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第25　議案第７号　令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第３号）について

日程第26　議案第８号　令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算（第２号）について

日程第27　議案第９号　令和６年度橋本市病院事業会計補正予算（第３号）について

日程第28　議案第13号　和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について

日程第29　議案第14号　市道路線の認定について
日程第30　議案第15号　市道路線の変更について
日程第31　議案第16号　公の施設の指定管理者の指定について
日程第32　議案第17号　公の施設の指定管理者の指定について

会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　認定第１号　令和５年度橋本市一般会計決算の認定について　から、日程第14　認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定について　まで
日程第15　承認第１号　専決処分事項の承認について(令和６年度橋本市一般会計補正予算(第８号))
日程第16　議案第10号　橋本市民会館設置及び管理条例を廃止する条例について
日程第17　議案第11号　橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18　議案第12号　橋本市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第19　議案第１号　令和６年度橋本市一般会計補正予算（第９号）について
日程第20　議案第２号　令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第21　議案第３号　令和６年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第22　議案第４号　令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第23　議案第５号　令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
日程第24　議案第６号　令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第25　議案第７号　令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第３号）について
日程第26　議案第８号　令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第27　議案第９号　令和６年度橋本市病院事業会計補正予算（第３号）について
日程第28　議案第13号　和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について
日程第29　議案第14号　市道路線の認定について
日程第30　議案第15号　市道路線の変更について
日程第31　議案第16号　公の施設の指定管理者の指定について
日程第32　議案第17号　公の施設の指定管理者の指定について

議員定数１８名
出席議員１８名

１番　森　下　伸　吾　君	２番　板　橋　真　弓　君
３番　岡　本　喜　好　君	４番　梅　本　知　江　君
５番　阪　本　久　代　君	６番　髙　本　勝　次　君
７番　岡　　弘　悟　君	８番　田　中　博　晃　君

９番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林　弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本　勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田　実君	病院事業管理者	古川健一君
総合政策部長	井上稔章君	総務部長	中岡勝則君
経済推進部長	三浦康広君	健康福祉部長	久保雅裕君
農業委員会事務局長			
危機管理監	大岡久子君	建設部長	西前克彦君
会計管理者	兼井和彦君	上下水道部長	堤　健君
教育部長	岡　一行君	消防長	永井智之君
病院事務局長	池之内正行君	選挙管理委員会事務局長	辻本昌亮君
監査委員事務局長	岩坪恭子君	財政課長	三嶋信史君
政策企画課長	辻本真吾君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	福井直記	議会事務局次長	笹山　奨
書記	諸田泰己		

（午前９時30分　開議）

○議長（森下伸吾君） おはようございます。

ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長（森下伸吾君） これより本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君） 日程第１　会議録署名議員の指名　を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、３番　岡本君、17番　石橋君の２人を指名いたします。

日程第２　認定第１号　令和５年度橋本市一般会計決算の認定について　から、日程第14　認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定について　までの13件

○議長（森下伸吾君） 日程第２　認定第１号　令和５年度橋本市一般会計決算の認定について　から、日程第14　認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定についてまでの13件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました令和５年度各会計決算の認定については、去る９月定例会において設置されました令和５年度決算審査特別委員会の閉会中の継続審査に付していたものであります。

本件について、委員長の報告を求めます。

令和５年度決算審査特別委員会委員長、８

番　田中君。

〔８番（田中博晃君）登壇〕

○８番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、委員長報告のほうをさせていただきます。

去る９月12日の本会議において本委員会に付託され継続審査となった、認定第１号から認定第13号までの令和５年度各会計決算の認定13件の審査結果について報告いたします。

９月定例会閉会後の去る10月16日、17日、18日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。

審査結果については次のとおりです。

まず、認定第１号と認定第２号については、いずれも賛成討論と反対討論がそれぞれ１人ずつあり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第３号から認定第８号までは、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第９号については、賛成討論と反対討論がそれぞれ１人ずつあり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号については、賛成討論と反対討論がそれぞれ１人ずつあり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号と認定第13号については、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより認定第１号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

５番　阪本君。

〔５番（阪本久代君）登壇〕

○５番（阪本久代君）おはようございます。

令和５年度橋本市一般会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

令和５年度がどういう年であったかといいますと、６月に豪雨災害があり、コロナ禍は落ち着きつつあるけれども、食料品など生活必需品が値上がりし生活を圧迫した１年でした。こういう中で市民生活を応援する施策が行われたのかという点から見ますと、学校などの給食費を３か月間無償にするなどの施策も行われましたが、プレミア率30％の商品券はデジタル商品券事業で、スマートフォンを持っている人のみ対象という不公平なものでした。財政調整基金の令和５年度末残高は約35億円で、計画を約12億円上回っているということです。市民生活応援のためにもっとできることがあったのではないかと思います。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

９番　堀内君。

〔９番（堀内和久君）登壇〕

○９番（堀内和久君）おはようございます。

私は賛成の立場で討論させていただきます。

細かいことを言うと、１年を振り返るといろいろあった年ではあると思いますが、私個人的には令和６年、７年も多分そうだと思うんですけども、オーバーワーク、人員不足、本当にいろんな課題、多様化に対応した年であったと思います。サービスの分母においてサービスがちゃんと行き届いたかどうかというのは決算の数字では表せない部分はあるとは思うんですが、当初予算計上のとき述べて

いただいた説明、思いの分母に対しては、本年度の決算は適正にお金が使われている。逆に言うと使われたお金は返ってこないかもしれませんが、私ら議員が調査した結果、きちんと適正にお金を使っていただいとるというふうに思います。行政サービスも100％ではないにしても、ある程度市民には還元できているのかなということが感じられたので、本決算は賛成であるというふうに討論させていただきます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第１号　令和５年度橋本市一般会計決算の認定について　を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君） 起立多数であります。

よって、認定第１号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

６番　髙本君。

〔６番（髙本勝次君）登壇〕

○６番（髙本勝次君） 改めまして、おはようございます。

そしたら、令和５年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定に反対の立場で討論させていただきます。

国保税の県統一化に向けて毎年値上げをしております。その中で保険税軽減措置を受けておられる方が65.4％から68.6％に増えております。被保険者の約７割近くも軽減措置を受けていることになっております。これからも分かりますように、国民健康保険は所得の低い人が多く加入していることになっております。国民健康保険によって命と健康が守られています。国民健康保険は本当に命綱であります。年金が減っても保険証は手放せないと思って労働されている方は少なくありません。資格証明書にでもなれば、医療を受けるのも躊躇しかねないということであります。国の負担を増やさなければ保険税が高くなりますし、国民皆保険を守るためにもこの高い国保税を見直ししていかなくてはならないと思いますので、その意味で決算の認定に反対の立場で討論させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君） ほかに討論する方ありませんか。

９番　堀内君。

〔９番（堀内和久君）登壇〕

○９番（堀内和久君） 賛成の立場で討論させていただきます。

私はこの分野に関しては知識が本当にないので細かい説明というのはできないんですけども、決算に参加させていただいた立場でもありますし、あまり細かいことは申しません。ただただ福祉、健康保険は反対の討論にもあったように、最後のとりでであります。これは市民の安心を揺るがすことのないものであるということは共通の認識を持っておりますが、やはり福祉行政というのは与えられた分母で与えられた上限に対してしっかりそれを行政サービスにつなげているかということと、本決算はそのお金に対して適正に使われているか否か、一般的なことしか申し上げることはできませんが、担当課は日々よく尽力してくれていることと同時に、国の制度においてこのお金は適正に処理されているものだと判

断いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君） ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第２号　令和５年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について　を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君） 起立多数であります。

よって、認定第２号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第３号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第３号　令和５年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について　を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第４号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第４号　令和５年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について　を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第５号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第５号　令和５年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について　を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第６号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第６号　令和５年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定するこ

とに決しました。

次に、認定第７号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第７号　令和５年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第８号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第８号　令和５年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について　を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第９号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

６番　髙本君。

〔６番（髙本勝次君）登壇〕

○６番（髙本勝次君）そしたら、令和５年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は75歳以上の医療制度です。高い保険料や窓口負担増を高齢者に強いるべきではないと思います。人生100年時代と言われる今、年を重ねるとともに医療受診も多くなり、重症化しやすい高齢者が安心して長生きできるためには、公費負担を抜本的に増やして保険料自己負担額を減らし、真に高齢者の命を守る制度とすることが必要であります。現状の後期高齢者は保険料の値上げや窓口負担の割合が増え、さらに年金が減らされ物価高騰が続く中で生活が一層厳しいものになってきています。後期高齢者医療制度を廃止して元の老人保険制度に戻すことを求めて、この決算に反対で討論させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第９号　令和５年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、認定第９号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第10号　令和５年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

５番　阪本君。

〔５番（阪本久代君）登壇〕

○５番（阪本久代君） 令和５年度橋本市水道事業会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

お水は生きていく上で欠かせない大事なものです。物価高騰の折、高い水道料金がさらに市民生活を苦しめています。これ以上の値上げはしないようにという気持ちを込めて、決算の認定に反対いたします。

○議長（森下伸吾君） ほかに討論する方ありませんか。

９番　堀内君。

〔９番（堀内和久君）登壇〕

○９番（堀内和久君） 私は賛成の立場で討論します。

いつも申し上げているんですけど、決算の数字の前に、上下水道部の職員にはいつも感謝申し上げます。本当によくやっていただいています。今議会の一般質問で11番議員の質問にもありましたように、その質疑で感銘を受けたのが、日頃の平素の仕事以外に、水道の水が安心安全である、こんな努力をしている、仕事のオーバーワークの中でも上下水道部長を筆頭に上下水道部はいろいろなＰＲ、尽力をやっていただいている、こんな水道部は日本にあるだろうかというのは私個人的に思います。一般質問の答弁を聞いていると、知らんところがいっぱいあったんだなというのをまず思いました。これは討論とは関係ないんですけど、申し添えたいと思います。

本決算についてです。分母、すなわち人口が減ってくる、世帯数が減ってくる中で、値上げは致し方のないこと、政治に準ずる者として致し方のないものという言葉は不適切かもしれませんが、例えるならいろんな担い手が減ってくる中で商品の生産が減ってくると、物には価値がついて、価値の価格が当然上がります。柿なんかでもそうです。今年は不作であれば、柿の単価は上がります。長いスパンで見ると人口減少を食い止めて、世帯数がたくさんいててくれて、みんなで支え合って基本料金を下げるなり、水の質を上げるなり、その尽力は数字では表せないものが、同じく上下水道部にはできているといつも思っております。その上で仕方のない定義の中で、一生懸命分母に対して分子のお金を使うということに関して、きちょうめん極まりないぐらい実行してくれていると思います。特に申し上げることというのはあるんですけども、賛成討論としては適正に予算が執行されているということを重きに置きたいと思いますので、これ以上は申し上げることはありませんが、日頃に関してはすごく感謝申し上げます。

以上で賛成の討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君） ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第11号　令和５年度橋本市水道事業会計決算の認定について　を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君） 起立多数であります。

よって、認定第11号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第12号　令和５年度橋本市下水道事業会計決算の認定について　を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定について　を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第15　承認第１号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市一般会計補正予算（第８号））

○議長（森下伸吾君） 日程第15　承認第１号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市一般会計補正予算（第８号））　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第１号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市一般会計補正予算（第８号））　を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本件は承認することに決しました。

日程第16　議案第10号　橋本市民会館設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長（森下伸吾君） 日程第16　議案第10号　橋本市民会館設置及び管理条例を廃止する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、総務経済委員会に付託いたします。

日程第17　議案第11号　橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第17　議案第11号　橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号　橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18　議案第12号　橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第18　議案第12号　橋本市下水道条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号　橋本市下水道条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19　議案第１号　令和６年度橋本市一般会計補正予算（第９号）に

ついて

○議長（森下伸吾君） 日程第19　議案第１号令和６年度橋本市一般会計補正予算（第９号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により、歳出から款別に行います。

補正予算説明書の令和６年度橋本市一般会計補正予算（第９号）の13ページをお開きください。

まず、２款総務費、13ページから16ページまで、質疑ありませんか。

５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） 16ページの市民会館のところなんですけれども、市民会館は閉館するということが決まっているんですが、修繕料が472万5,000円ついていまして、これはどこを修繕するのでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 総務部長。

○総務部長（中岡勝則君） 今、市民会館のギャラリー１階の奥の一番広い部屋が、夏頃からエアコンが不具合を起こしまして、現在故障ということで使えない状態にあります。この年度末までは貸し館業務を行うということもありますし、あと、閉館後も庁内の会議室として約２年は使うということを決めておりますので、その中で一番使用頻度の高い会議室においてエアコンがないという状態がどうかということもありますので、閉館はするものの利用頻度が高いということもありますので、今後も、市民会館を使わなくなった後も使えるように床置き型のエアコンを設置するというような計画で今予算を計上させていただきました。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） ギャラリーのエアコンということで、だから、来年の３月までも使えるようにということだと思うんですけど、そうしましたら、この予算が通りましたらすぐに修繕をするということでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 総務部長。

○総務部長（中岡勝則君） 現在も準備を進めておりますので、そのとおり執行させていただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

９番　堀内君。

○９番（堀内和久君） 14ページの一番上、206市制20周年記念事業でなんですけど、これはどんなことなんか具体的にお願いします。

○議長（森下伸吾君） 総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君） こちら、来年がちょうど市制20周年を迎えるということで、そのために懸垂幕を購入いたしまして、それをＰＲするための購入費用でございます。

○議長（森下伸吾君） ９番　堀内君。

○９番（堀内和久君） 分かりました。お金の使い道は分かりました。来年20周年というのは、もし答えれる枠の範囲でいいんですけど、20周年なんでどんなことを思っているんかなとか、それに対しての「来年こんなふうにするよ」というためのＰＲのための垂れ幕やというふうに私は今感じたんで、もし答えれるんであれば答えてほしいなと思うんですけど、無理やったら無理で結構です。

○議長（森下伸吾君） 総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君） 来年という表現をしたんですが、令和８年３月１日でございます。それから、具体的な事業については現在精査中というところなんですが、懸垂幕につきましてはロゴマークですとか市章等というところで今考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、２款を終わります。

次に、３款民生費、４款衛生費、15ページから22ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、３款、４款を終わります。

次に、６款農林水産業費、７款商工費、23ページから26ページまで、質疑ありませんか。

８番　田中君。

○８番（田中博晃君）おはようございます。

補正予算説明主なもののクビアカのところなんですけれども、私も先日、高野口公園で見つけて、なぜか経済部に連絡してもうたんやけど、よく考えたら公園やもんなと思ってなんですけども、今、結構農林の経済部局のほうではかなり農家の方々については手厚く調査をしたりやってくれているんですけれども、公園であったり、ここ、主なものを見たら学校ということも入っているんで学校であったりという部分で今まで調査しなかったのかなと。でも、実際、高野口公園なんかへ行ってもかなりフロスが出ている状態で、もう切らなあかんのかなという状態になっているんですけれども、今回のこの予算で何をどこまでやるのかが見えてこないし、今後の展開も見えてこないんですけれども、そういった部分はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）今回の予算で計上している手数料のところですが、議員おただしのとおりクビアカツヤカミキリの被害の対策費用となっております。市内の公園、桜の木が植わっている公園が43箇所あるうち、被害が出ている公園が20箇所を既に超えております。それらの桜の木に対して、昨年度までは伐採処分をしておりました。今年度も伐採処分の予定で費用を計上しておるんですが、担当課と協議しとる中で、被害木の状態を見ながら伐採せずに幹に薬液を注入したり、農薬を散布したりというようなところも試みながら対策を行っていきたいと、そのように考えております。

○議長（森下伸吾君）８番　田中君。

○８番（田中博晃君）やっぱりかなり農林というか農業部門と連携を取っていかんと、どれだけ農業部門のほうで頑張っても、公園であり学校でありというところで繁殖してしまったら本末転倒なのかなというふうに感じます。伐採せざるを得ない木もまだまだたくさんあると思うんですけれども、それはそれでやっていくとしたら、この金額で大丈夫なんですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）補正予算を計上する時点で調査した後にも被害木が確認されておりますので、そこの状況を確認しながら、必要に応じて予算を計上していきたいと、そのように思います。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

９番　堀内君。

○９番（堀内和久君）同じところなんですけど、私もカミキリには農林のほうにいろいろレクチャーを頂いてするんですけども、所管が変われば、学校やったら教育になるのかな、道路、公園やったら建設になるって一定の理解はするんですけども、今農業者とかバラ科の桜の話をしとると思うんですけど、農林に行くと同じ果樹のところになって、生活の所得を脅かすところというのが農林になろうかと思うんです。そしたら、混ざっとるグレーのところってあるんですね。

この予算を計上するにあたっては１本を切るのに100分の100で当局が切る仕事を委託していくというふうになると思うんですけど、中途半端なところというのは持ち主がおったり、果樹でそれで生活しとるところであれば農林で自己負担というのが発生するのは分か

るんですけども、公的なところに、また地域、区とか、個人の財産のところに許可をもらって植えさせていただいとる、景観を保つためにしとるってなったらまたいでくるんですね。生活環境も込みで全部またいでくる。こども園ってなったら今度は福祉も絡んでくる。こういったところというのは自己負担割合、この予算というのは10分の10で、県・国のお金を使って公費でいく。今８番議員の質問の答弁どおりであろうと思うんですけど、この辺まできっちり網を広げて、担当課の垣根を越えて協議していただかんと、自己負担割合が来とるところに対しての不平等が生じとる現実を調査してほしい。ここはどえらい大事なところやと思うんですよ。

果樹で所得を得とる人やったら当然、かわいそうやけども、100分の100補助を出してあげたいけどもルールがこうなんで３分の１程度は自分で出してください、２分の１出してくださいって、これは理にかなった話です。でも、それ以外のところというのは、これでお金もうけをしていないところとか、橋本市、和歌山県のＰＲする上でいろんなところに植えとるところで、持ち主の調査であったりとか目的の調査というところもちゃんとした上でいかないと、このお金というのは100％隅々まで行かないというふうに感じるんですよ。だから、どなたかこれについて答弁いただけたらと思うんです。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

そのグレーなところというか持ち主が不明瞭なところというんですかね、例えば桜とかやったら道路沿いとか河川沿いとかにあるところをどうするんかというおただしかなというふうに思っているんですが、あと、持ち主が不明瞭、例えば耕作放棄地にある桜とか、例えばスモモとかはどうするんかというところなんですけど、まず農産物、果樹の木で持ち主が不明なところにつきましては、実は昨日まで県と市、総動員で出まして、市内全域調査というのをやりました。これは農地にも入らせていただいて、フラスがあるところというのを全てチェックしたという、ほんまに地道な作業になるんですけど、それを通じて今後、確かに持ち主には通知はしなくちゃいけないんですが、そういうところからクビアカツヤカミキリが広がるということも報告されていますので、そこはきっちりやっていくのかなというふうに考えております。あと、持ち主が微妙なところは、確かに役所の中でも微妙なところがございますので、今後検討ということでさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）ほかに質問はありませんか。

14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）同じところなんですけれども、今回クビアカ対策をしていただけるということで、ありがとうございます。クビアカに関しては農業生産に非常に大きな影響を与えるということで気にはなっていたんですけれども、今回聞いてみますと薬剤注入であるとか、それから伐採ということを考えておられるということですけども、農業生産に非常に影響が多いということから状態を見て、根っこから取り除くということも含めて対応していただきたいなというふうに思います。そういうことで少しでも取り除くというか、そういうことの対策が緩みますと非常に被害が拡大してくるというふうになりますので、その辺の対応をお願いしたいと思いますけど、答弁をお願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答

えします。

国のほうでも、当然クビアカツヤカミキリというところは問題になっておりまして、今年度から環境省のほうから補助金を頂いております。補助金の要件としては、果樹の場合は１本定額で３万円、あと、果樹以外の分については１立米当たり６万円以内の定額で補助金を頂けるということになっているんですが、これも伐採、抜根ということをしております。なので、基本的には伐根というところで対応させていただいているんですが、やっぱり経済的に所得を得れるような果樹については、確かに農家、いきなり切ってしまうと所得が全部なくなってしまうというところで、すごく苦肉の思いでというか、そういう思いで切ってしまっているというところはあるんですけども、ただ、補助内容としてはそういうことなので、それも含めて対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）暫時休憩いたします。

（午前10時11分　休憩）

（午前10時12分　再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

ただ今質疑いただいている内容につきましては、予算上、８款土木費、10款教育費に計上されているものでありますが、農林水産費に深く関係することであることから質疑されているところであると判断しますので、本クビアカツヤカミキリに関して、ここでは続けたいと思います。

これに関してほかにございませんか。

14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）ご答弁ありがとうございました。

それで、クビアカの伐採した後の管理、これについても非常にきっちりした管理をする必要があるかと思いますけど、その辺はこの予算の中には含まれておるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）処理場への搬入手数料については今回の補正予算の中には入っておりませんが、現在の予算の中にいくらかございますので、対応する予定となっております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）現在の質疑６款、７款、８款を含んで質疑、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、６款、７款、８款を終わります。

次に、９款消防費、25ページから26ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、９款を終わります。

次に、10款教育費、11款災害復旧費、25ページから30ページまで、質疑ありませんか。

９番　堀内君。

○９番（堀内和久君）教育部長、目が合ったので手を挙げてしまいました。すいません。どこを聞いてくるか分かると思うんですけども、28ページの一番上、3006中学校建設、ほんで、予算の歳出の主なものでも具体的に書いてくれています。これ、まず一般財源ですね、100％。いっぱい言いたいことがあるんで、これに関連してほかの議員が何人か来ると思うんで僕はジャブ程度にさせていただきますけども、何でもっと早くしたれれへんだのというのがまずあるんです。

この間から毎日新聞、名前を出したらあかんだら、すいません、消してください。新聞でちょろっと見たのが、中学校の液状化どうのこうので建て替え。そんなんは別に責めるつもりはないんです。建て替えを検討しとる、

いろんな署名が起こっとる、こういう橋本市の情勢の中で、それが出たから動き出したのかって勘違いされてはいかんので、タイムスケジュール的になぜ今なのか。トイレが雨漏りしとる、危険やというのは、僕、議員13年か14年目になるんですけども、10年ぐらい前からこの議論をしとって、建て替えるかもしれない、建て替えないといけないというこの状態の中で、何でこのタイミングなんかなという意地悪なことを聞くんです。その辺について教えてください。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君） お答えいたします。

なぜこのタイミングになったのかということに関しては、これまで課題がありながら取り組めていなかったところがありまして、その積算を今になってという形になるんですけども、アクションを起こさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） ９番　堀内君。

○９番（堀内和久君） タイミングについては別に今の教育部長が悪いわけではないので、それは教育部長にそういう思いをぶつけることはないです。歴代の人たちのずさんな計画、ずさんな仕事がこういう形でこういう質疑をしないといけない。誰がかわいそうかというのは、卒業していった高野口中学校の生徒であると。教育委員会全員でこれを重きに受け止めて反省をしていただきたいというのは僕の思いです。

もう一個、２回目聞いとくんですけども、どこまでの質の工事をするのか。ざっくりトイレがどうの雨漏りがどうのとかこういう話なんですけども、主なほうで三つ内訳を書いてくれているんですけど、これでもう大丈夫なんかなって、洋式トイレに変わるって、この辺は信頼性は高いと思うんです。ショートリリーフで次の新しい学校ができるまでせめてという思いは、これは理解できるんです。雨漏りとかこういうのというのは、どこまでちゃんと工事ができるんか。すなわち、今まで継ぎはぎ継ぎはぎできてずっと漏れているやないのというのが税金の無駄遣いをしとる。だから、今回はどこまでちゃんと雨漏りせえへんように精度を高めた予算になっているのかというのをちゃんと教えていただきたい。お願いいたします。トイレは結構です。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君） 雨漏りにつきましては、外廊下の雨水排水を改修する形で考えております。いわゆる排水がうまいこと流れていませんので、箱どいを設置させていただいて、それを既設のとゆに接続するという形で対応を考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

15番　辻本君。

○15番（辻本　勉君） 今のところ、同じところなんですけども、９番議員も言われたんですけども、トイレについては私らも視察も行きましたけども、結構使用禁止となっていました。この辺がいつから使用禁止にしてるんなという話なんですよ。教育に関していろんな施策を打ってくれとるんやけども、まず第一は生活環境というか、子どもの学習環境、より勉強しやすい環境をつくってやるのがまず第一では僕はないんかなと。いろんな学習の指導をするのはありがたいんですけども、その基礎となることをやってやらんと何もできひんかなと思うんで、この辺、実際、教育委員会としてそのトイレ、いつから使用禁止になっておったんかということも一応聞きたいんです。

それと、今回予算が上がってきておるんでありがたいんですけども、これが通ればいつに完成するんかなと。速やかにやってやらん

と、今まで放りっ放しやったんやから、ある程度段取りをしておいて、恐らく補正は通ると思うので、いつ頃にできるんか。これは速やかにやってやらんと。他の中学校と比較してもむちゃくちゃ条件が悪いというかな。ほかの学校は洋式に変えたときにかなりきれいになっているんで、高野中学校についてはかなり長い間悪いと思うんでね。教育委員会として、トイレが悪い、使用禁止にしているトイレが幾つもあるということをいつ頃把握したんかなと。それも教えてください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

まずいつから使用禁止になっていたかということにつきましては、棟の箇所にもよるんですけど、こういう言い方で申し訳ないんですけど数年前から止めていた箇所もあります。数がどんどん増えていったという現状にあります。

対応としましては、雨漏りの要因にもなりましたので、一時期に止めていたところをそのまま止めていたという現状もあり、生徒のいわゆる衛生面につきまして、数が限られた形で修繕に対応できていなかったので、今になってなんですけどもさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

完成時期につきましては、可能な限り本年度中に契約を行いたいと思っているんですけども、状況によりまして繰越しをさせていただく可能性もございます。可能な限り急がせていただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）15番　辻本君。

○15番（辻本　勉君）ほんまにできるだけ早いことしたってよ。業者ともいろいろ打合せをして、今までほったらかしやったんやからね。これと、現場からいろんな要求というのは上がって、それぞれの学校からいろんな要求というのが上がってくると思うんですけども、それはできる範囲、できるものとできひんものもいろいろあると思うんです。予算の大きくかかるものとか少ない予算でいけるものもあるんやけども、やはりきちっと耳を傾けてあげて、子どもたちのためになること、優先順位を決めていただいて、予算はそんなむちゃくちゃ何億ってかかる予算でもないんで、できるだけ聞いてあげて、早急に予算化して上げていただくということが望ましいんかなと思うんで、今後ともよろしくお願いしときます。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

６番　髙本君。

○６番（髙本勝次君）今ご意見がいろいろ出て同じところなんですけども、お聞きしたいんですけど、高野口中学校、現場へ見に行ったときも感じたんですけどかなりひどい状況で、こういう状況というのは学校当局や保護者からもいろいろご意見がこれまで長い間にあったと思うんですけども、一番最初はいつからこういう状況というのを教育委員会で把握されていて、その当初一体どういう対応をされてきたのか、取っかかりですね、一番最初。いろいろ問題が起こってきたと思うんですけども、いつからこんな状況になってそれを把握されてきたんか、当初はどういう形で対応されてきたのかお聞きしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）いつからということに関しましては、かぶりますけども数年前からといいますかかなり前から修繕の必要なところはありました。教育委員会の中でも対応策というのを協議した経過であるとか、校長先生をはじめ教職員の意見をお聞きして、可能な限り修繕の応急的なところにつきましては対応はしてきております。ただ、大きな大規模改修ということになりますと、いろんな提案の経過は過去にあるんですけども、全

面的な抜本的なといいますか改修は、実施には至っていないというところでございます。課題としては過去からも積み重ねたところがあって、可能なところは応対してきたんですけども、今の流れとなっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

本補正予算に関すること、飛躍してきていますので、少しそこに絞ってお願いします。

財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）先ほど教育部長の答弁で雨漏りの部分があったかと思うんですけど、校舎の各廊下の雨水排水という答えやったかなと思うんですけども、それに加えまして、校舎の技術教室の雨漏りもこの予算の中には含まれております。

○議長（森下伸吾君）了解いただけますか。ほかにありませんか。

３番　岡本君。

○３番（岡本喜好君）同じところです。トイレの改修に関して、洋式化になっているんですけども、これは便器のみなのか、トイレの改修といったら内装というか、床もコンクリートがむき出しになっている部分があったので、そういうところまで予算が入っているのか入っていないのか。もし入っていないとすれば、それはいつやるのか、予定しているのか教えてください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）場所にもよるんですけども､便器そのものを交換するところと、和式２基を洋式１基に改修するところがございます。

ブースの取替えという形で内装も一部入ってございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）床面の、入っていますか。

○教育部長（岡　一行君）床面も、和式から洋式に変えるところは入ってございます。

○議長（森下伸吾君）ほかに。

財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）今回のトイレの改修につきましては、基本的に洋式化、全面的に使用できるところを洋式化にするということが中心となっていまして、具体的には洋式が今まで19基あったのが36基になります。一部和式で洋式化するためには二つを一つにという、和式一つでは洋式にできなくて二つ場所が要りますので、そういう加減で和式も三つだけは残ります。和式が19基あったのが三つ残るということになっています。床の改修というのは入っておりません。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

教育部長。

○教育部長（岡　一行君）大変失礼いたしました。床の改修につきまして、今のところ予定してございません。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

８番　田中君。

○８番（田中博晃君）聞きたいことがいろいろあって、私もこれに取り組んで多分平成23年に通学路をやってからずっと高中言うてるんですけど、まずトイレのところで確認しますけども、これは全部のトイレなのか。西側トイレ、げた箱の上も含まれていると思うんですけれども、あそこはトイレを止めてから水漏れが止まったんですよ。ということは、配管とかも全部せんなんなるんやけれども、これでいったら、トイレの改修だけでそこまで直るのかどうか。多分知っていると思うけど、西側トイレを開けたらまた水漏れがするかもしれない、げた箱の上で。そういった部分も含まれた予算なのかどうかの確認をします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）今回のトイレにつきましては、生徒用は全て西棟でございます、19箇所。東側は改修はいたしません。そのまま止めた状態で学校運営をさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）便器だけだと水漏れの可能性がある。配管まで改修しますかと聞いていますが。

財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）今回のトイレの改修につきまして、ブースの取替えや、それから便器の取替え、あと、給排水も含まれております。

○議長（森下伸吾君）８番　田中君。

○８番（田中博晃君）高中女子トイレなんですけども、休憩時間、トイレ渋滞が起こっているのは多分ご存じやと思います。その中で東側だけでいいのかどうかというのは、子どもらの学校環境について全然よくないんじゃないんかなと。西側もせなあかん。でも西側もするとなったら、逆か、ごめん。西側か。西側だけやって東側をせえへんかったら、現状トイレ渋滞しているのを多分知っていると思うんですけれども、それを直すことでそこが解消されるのかどうかも含めて、足らんのと違うんかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）西側の改修の便器の数とかは、学校側と協議をしまして積算させていただいております。回ると思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君）お願いします。同じ場所です。トイレ改修のこの予算について、臭気、臭いですね、は改善されますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）和式から洋式に変えることで、当然、便器はさらになるということもあるんですけども、蓋をできる状態になりますので、改善はできると考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）３番　岡本君。

○３番（岡本喜好君）同じところです。１件先ほどの説明で、和式が２個が洋式で１個になるってなったんですけども、こういうのって多分生徒何人に対してトイレは何箇所みたいな基準のようなものがあるのかないのかという話と、あるんであれば、生徒数が減っているので基準を満たしているのかもしれないんですけども、その基準はクリアできているのかということだけ確認させてください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）今明確な基準を言葉で説明はできないんですけど、生徒数に応じて、また利用頻度に応じて数というのを積み上げさせてもらってありますので、その部分は賄えると考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）先ほど14番議員のところで公園管理に要する経費の手数料の中で、伐採した費用が、処分費用が補正予算に含まれているかとの質問がありまして、私、補正予算に含まれていないと答弁いたしましたが、本予算には伐採から最終処分に関する費用まで含まれておりますので、おわびして訂正いたします。

○議長（森下伸吾君）ご了承願います。

経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）先ほど９番議員のご質問で、クビアカツヤカミキリの防除において河川敷等の所有者不明のところとい

うのはどうするんやということに対して、私、まだ決まってないんで庁内で協議します、検討しますというふうに申し上げましたが、もうちょっと厳密に言いますと、通報は公園とか学校は当然そちらへ行くんですけども、全部農林振興課に入るようになっています。その上で把握は農林振興で行って、あとはそれをどうするんかという問題に恐らくなってくると思うんですが、今まだ把握している本数が少ないので、環境省の補助金を使って農林振興課のほうで防除という形でさせていただこうというふうに考えています。ただ、恐らく今後かなりの数が増えてくることも予想されますので、そういった場合には委託も含め考えていかなあかんかなというふうに考えております。詳細な話をすればそういうことなので、おわびして訂正いたします。

○議長（森下伸吾君） ご了承願います。

以上で歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

５ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

14番　南出君。

○14番（南出昌彦君） 先ほど聞き忘れたんですけれども、11款の災害復旧費なんですけれども、施設維持に関する費用と、それから災害復旧に関する工事費ということで費用計上されているんですけど、この辺詳細だけ説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君） 建設部長。

○建設部長（西前克彦君） お答えします。

まず工事請負費ですが、６月30日から７月１日に発生した７月豪雨による農地災害が２件、７月11日から７月12日に発生した７月豪雨による農地災害２件と農業用施設災害１件が含まれております。

それから、施設等維持修繕費ですが、市内６箇所の農業用施設の修繕費となっております。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

９番　堀内君。

○９番（堀内和久君） 二つ聞きます。先ほどの経済推進部長が答えてくれたところ、26ページ、それでこらえてください。そこのあれなんですけど、環境省という言葉が出とるんで、やっぱり農林というのは果樹とか農業になって、この質疑が連れてくるんで、窓口になっとるのが今は農林かもわからないですけど、ちゃんと情報を共有して、環境省からの補助金たら生活環境、すなわち総務部になるんですよね。この辺の縦割り社会をちゃんとしてくれやんと情報が周りにちゃんと行かない。ほんで、それぞれの指令がちゃんと行かないというふうに感じます。これは環境省の補助金をもうとるんやから農林じゃなくて総務とか、公園云々と言うんやったら、それぞれが持ったらまた悪い方向というか無駄な労力が増えるんで、環境省の補助金を使うんやったらちゃんと総務がしっかりかじ取りをして、果樹の部分、教育の部分、建設、河川、こども園の部分とか、そういうふうにちゃんと行ってほしいなと思うんですけど、それの答弁を一つ頂きたい。

最後、さっきの中学校のトイレの部分なんですけど、しつこいようで確認の意味で言わせてもらうんですけども、ここは雨漏りの二つは理解しました。今度逆にトイレ改修をするのに二つの疑問を思ったんですけど、一つは過去の教育委員会の答弁との整合性。今の教育長じゃなくて前の教育長の時代になるん

で、トイレ洋式化するのに潔癖症云々の和式のトイレという話は別にしておいて、乾式化という言葉にすごい引っかかって、教育委員会はそれにこだわってきとると思うんですけど、今回は逆にこだわらないと、乾式化というのをちゃんとしないと、割ったことによってまた水というのは入っていきます。２階、３階のところというのは割ったことによって、便器だけを変えたら数年後に建て替えをするから数年だけのリリーフでいけばいいやんと思っているのかもしれませんけど、その辺は技術屋としっかり協議しないと、乾式化は、ここは逆にこだわらなあかんところで、水は高いところから低いところに絶対に行きます。下の人は天井になるんです。ここはきちんと排水の部分からまたどこかに入ってきて、また雨漏りってなったら、この洋式化の工事をすることでさらなる雨漏りというのが予測されるのではないかというところまできちんと精査しておかないと、たった四、五年ですけども、卒業生四、五年送り出すんですよ。ここはちゃんとしておいていただきたい。この辺二点についての答弁をください。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）一点目のクビアカツヤカミキリの件なんですけれども、クビアカツヤカミキリ、かなり被害も拡大してきておるところがあります。いろんな場面でその対策が必要になりますので、総務部、経済部、それから建設部、これら連携をしっかり取りながら、その都度都度、対応策をできるように協議して連携していきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）議員おっしゃるとおりで、教育委員会の教育総務課に技術吏員もおりますので、設計の際にその点を注意して考えて対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第１号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第１号　令和６年度橋本市一般会計補正予算（第９号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時55分まで休憩をいたします。

（午前10時41分　休憩）

（午前10時55分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第20　議案第２号　令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算

（第３号）について

○議長（森下伸吾君） 日程第20　議案第２号令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第２号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第２号　令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21　議案第３号　令和６年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（森下伸吾君） 日程第21　議案第３号令和６年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第１号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第３号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第３号　令和６年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22　議案第４号　令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（森下伸吾君） 日程第22　議案第４号令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第４号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第４号　令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23　議案第５号　令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（森下伸吾君）日程第23　議案第５号令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第５号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第５号　令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24　議案第６号　令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（森下伸吾君）日程第24　議案第６号令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第６号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第６号　令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25　議案第７号　令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（森下伸吾君） 日程第25　議案第７号令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第３号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第７号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第７号　令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第３号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26　議案第８号　令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（森下伸吾君） 日程第26　議案第８号令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第８号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第８号　令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算(第２号)について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27　議案第９号　令和６年度橋本市病院事業会計補正予算(第３号)について

○議長（森下伸吾君） 日程第27　議案第９号令和６年度橋本市病院事業会計補正予算（第３号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第９号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第９号　令和６年度橋本市病院事業会計補正予算（第３号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28　議案第13号　和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について

○議長（森下伸吾君） 日程第28　議案第13号和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号　和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29　議案第14号　市道路線の認定について

○議長（森下伸吾君）日程第29　議案第14号市道路線の認定について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第30　議案第15号　市道路線の変更について

○議長（森下伸吾君）日程第30　議案第15号市道路線の変更について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第31　議案第16号　公の施設の指定管理者の指定について

○議長（森下伸吾君）日程第31　議案第16号公の施設の指定管理者の指定について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第32　議案第17号　公の施設の指定管理者の指定について

○議長（森下伸吾君）日程第31　議案第17号公の施設の指定管理者の指定について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

○議長（森下伸吾君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明12月６日から12日までの７日間は、委員会審査等のため休会とし、12月13日午前９時

30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時６分　散会）

地方自治法第123条第３項の規定により、ここに署名する。

議　　長　　森　下　伸　吾

３　番　議　員　　岡　本　喜　好

１７番　議　員　　石　橋　英　和